

## 「高等教育の修学支援新制度」

### 高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について

文部科学省では高等教育の修学支援新制度により、低所得世帯等を対象として高等教育の無償化に取り組んでいます。令和5年12月22日（金）に閣議決定した「こども未来戦略」では、多子世帯の大学等の授業料等無償化が盛り込まれ、授業料等減免及び給付型奨学金について令和6年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することとなり、さらに「加速化プラン」での対応として、令和7年度から多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとしています。令和6年6月17日（月）の第4回高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議(令和5年度～6年度)では、対象学生に係る学業の要件等を含む報告書がとりまとめられました。なお、専門学校の対象学科については、令和6年4月1日付けで新規確認校を含む対象機関リストを文科省HPに公表しています。

（文部科学省HP「高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等）」）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm)